

平成28年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成28年4月26日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 16時12分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委員 中本 賢

委員 濱谷 由美子

委員 前田 博明

委員 小原 良

【出席職員】

教育改革推進担当理事 佐藤 裕之

学校支援総合調整担当理事 総合教育センター所長 芹澤 成司

総務部長 小椋 信也

教育環境整備推進室長 丹野 典和

職員部長 山田 秀幸

学校教育部長 小田嶋 満

中学校給食推進室長 石井 宏之

生涯学習部長 金子 浩美

庶務課長 野本 宏一

庶務課担当課長 山田 哲郎

企画課長 古内 久

指導課長 渡辺 英一

指導課係長 小嶋 健司

生涯学習推進課長 池之上 健一

生涯学習推進課課長補佐 末木 琢郎

教育改革推進担当担当課長 田中 仁浩

教育改革推進担当担当課長 安藤 勉

教育改革推進担当課長補佐 牧田 英子

教育環境整備推進室担当課長 澁谷 雅彦

庶務課課長補佐 武田 充功

指導課指導主事 吉村 尚記

文化財課長 服部 隆博

文化財課担当係長 井汲 真佐子

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

【署名人】

委員 濱谷 由美子

委員 前田 博明

※読みやすさ等のため、文意を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

本日の日程はお手元に配布のとおりでございますが、議事の都合上、順番を入れ替えさせていただきますので、御了承願います。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期は、14時00分から16時30分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 8名）

【渡邊教育長】

本日は傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条により本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

異議なしとして傍聴を許可します。

4 非公開案件

【渡邊教育長】

本日の日程は、配布のとおりでございますが、

報告事項 No.7 は、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、

議案第3号 は、議会の議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正又は適正な意思決定に支障を生ずる恐れがあるため、

また、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号 及び 議案第10号 は、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることによりよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、そのように決定いたします。

5 署名人

【渡邊教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条により、濱谷委員と前田委員にお願いをいたします。

6 報告事項 I

報告事項 No. 1 請願第1号（県立川崎図書館の市内存続に関する川崎市議会議決の「県への意見書」に添った内容の実現を求める請願）の報告について

【渡邊教育長】

それでは、まず報告事項 I に入ります。

「報告事項 No. 1 請願第1号（県立川崎図書館の市内存続に関する川崎市議会議決の「県への意見書」に添った内容の実現を求める請願）の報告について」の説明を、庶務課担当課長にお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

教育委員会あての請願を受け付けましたので御報告いたします。はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

ー請願第1号読上げー

本日の教育委員会では、請願の取り扱いについて御協議いただきたいと存じます。

また、請願者より意見陳述を希望する旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか、御審議いただきたいと存じます。

以上でございます。御協議のほど、よろしくお願い致します。

【渡邊教育長】

ただ今、報告のありました請願第1号の取り扱いにつきましては、今後審議していくということとよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

はい、それではそのようにいたします。

次に、請願の意見陳述についてでございますが、これを認め、その時間については、10分程度ということではいかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。

7 請願審議

平成27年度 請願第10号 教科用図書選定審議会の公開を求める請願書について

【渡邊教育長】

それでは次に、順番を入れかえる形で請願の審議に入りたいと思います。

請願の第10号、平成27年度の受付請願と思いますが「教科用図書選定審議会の公開を求める請願書について」これを審議いたします。

まず、請願者の方が陳述を希望されていますので、ここでお願いしたいと思います。

請願者の方、お願いいたします。

それでは、ただいまから10分程度でお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

【請願者】

私たちは、教科書を考える川崎市民の会の事務局長の橋本清貴が、今日ちょっと所用がありましてどうしても出られないということで、私は同じ事務局にいます^{いなだのりゆき}稲田宣文と言いますが、よろしくお願いいたします。

時間も限られておりますので、私たちが作った陳述書をもとに発言をいたします。

私たちは、昨年の教科書採択でも一昨年の教科書採択でも傍聴をしてきました。特に、一昨年の高校教科書採択のときに教科用図書選定審議会、以下選定審議会と言います、の答申によって、それまで各学校から推薦があった教科書を採択していたものを、改めて推薦した以外を推薦するように、教育委員会がその推薦した学校に通知を出して、その後の教育委員会で違った教科書を採択したことが大変記憶に残っております。

そのときに一体、選定審議会ではどんな論議をしたのだらうと私たちは大変疑問に思い、議事録の情報公開を求めました。しかし、その選定審議会議事録の公開は約2カ月後になっていました。簡単に言いますと、川崎市立高等学校の教科書は、今までずっと現場の先生が選んできた教科書をそのまま採用されたということは、この川崎の長い、そういう歴史があるんです。私個人的には、この川崎に38年間小学校の教員をやって、今も川崎に住んでおります。そういう意味で、この事態があったということを非常に私個人的にも本当に残念で、なんでこんなことが起きたの

かという思いでいっぱいです。ですから二度とこのようなことがないように、ぜひ今日はそういう思いで陳述をいたします。

さて今回、教科用図書選定審議会の公開を求める請願を提出しましたが、その理由の一つが、先ほど述べたように教科書採択の前提となる選定審議会の議論がリアルタイムで市民にわからなかったことにあり、この選定審議会の議論そのものが公開されていれば、教科書採択に対して市民的な信頼が高まるということです。

そして二つ目が、請願書にも書きましたように、川崎市情報公開条例の精神からも選定審議会の公開が、その精神の実現にかなっているということです。御存じのように、川崎市の審議会の公開に関する条例の第1条の規律から、こういうことがわかります。この条例は、審議会等の会議を公開することにより透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解を深め、もって市民の知る権利の確保に資するとともに、開かれた市政の実現を一層推進することを目的としています。

この内容の実現のために、このことは昨年4月1日から新しい地方教育行政で、組織及び運営に関する法律が制定されたと思います。それまで効力のあった川崎市の教科図書選定審議会規則が廃止されて、新たに川崎市の附属機関設置条例が市議会で制定されます。そして教育委員会の附属機関として、この審議会も前述の川崎市審議会等の公開に関する条例の対象になったことから、選定審議会の公開が一層重要になっているからです。

簡単に言いますと、この教育委員会の審議会というのは、川崎市議会でやっている同じ条件になっているので、そういう新しい法律に基づいてこの審議会は、やはり活用というか運営をしていただきたい、ということです。

最後になりますけども四つ目は、国会の審議から、選定審議会の公開は差し迫った課題ということです。すなわち3月9日の衆議院の文部科学委員会で、広島県の呉市の教育委員会が来年度から使う教科書採択の資料間違いが市民の審査で見つかったことに関して、議員と文科省の若干のやりとりがあった後、馳文部大臣から次のような発言がありました。

教科書採択というのは法律によって定められた作業ということですから、私は、できる限りその情報が公開されることが、やはり当然だと思っております。法律上は努力義務となっておりますけれども、やはり公開されることが望ましいと馳文部大臣も言っております。このように国会でも、議論においても、教科書の採択にかかわるどの団体の審議においても公開が望ましいというのが文部大臣の見解です。

以上の四つの点を請願提出の理由としております。ぜひ審議のほど、よろしく申し上げます。教科書を考える川崎市民の会、事務局長橋本清貴、以上です。

【渡邊教育長】

ありがとうございました。以上で陳述を終了いたします。

陳述については、本請願の審議に際しての参考にさせていただきたいと思っております。

では続きまして、事務局からの説明をお願いいたします。

【渡辺指導課長】

それでは請願第10号について、御説明いたします。

請願事項でございますが、「今後行われる教育委員会による教科用図書の採択に先立ち、その教

育委員会に答申する教科用図書選定審議会の審議を公開すること」でございます。

はじめに、審議会の概要でございますが、教科用図書の審議を行うため、川崎市附属機関設置条例に基づき、川崎市教科用図書選定審議会を設置し、教育委員会が教科用図書の調査審議を諮問することとしています。審議会は、その下に設置する調査研究会からの報告を参考にする一方、審議会独自の立場で審議した上で答申書を作成し、教育委員会に答申することとしています。

川崎市教科用図書選定審議会を非公開としている理由でございますが、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例によりますと、市の機関が行う事務又は事業に関する事項であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものは、その会議の全部又は一部を非公開とすることができると規定されています。

教科用図書の採択は、世間一般に広く関心が寄せられております。審議会の委員を公にすることで発言者を特定することで、当該教科用図書の選定を是とする者、否とする者による誹謗・中傷・いやがらせ等を容易にし、自由・活発な議論をすることができなくなる蓋然性を高めることにつながります。

このため、教科用図書の選定事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられるため、審議会は非公開としています。

また、平成 27 年度の「川崎市情報公開・個人情報保護審査会」におきましても、教科用図書選定審議会を録音したテープにつきましては、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当すると認められております。

答申によりますと、発言者を特定することができる情報を公開することは、当該教科用図書の選定を是とする者・否とする者による、発言者に対する誹謗・中傷・いやがらせ等を容易にし、そのような事態をおそれるために自由・活発な議論をすることができなくなる蓋然性が高いと認められております。

また、本件審議会の構成員である保護者については、川崎市 P T A 連絡協議会会長によって推薦された方であるが、その出身母体の代表者としてではなく、1 人の保護者として審議に参加しているとのことでございます。そのため、保護者を特定することができる情報を公開することは、個人的な誹謗・中傷・いやがらせ等を容易にし、先に述べた蓋然性を一段と高めることにつながると解することができるかとされています。

事務局からの説明は以上でございます。

【渡邊教育長】

はい、説明いただきました。それでは、御質問や御意見がございましたら、お願いいたします。

【中本委員】

選定審議委員会のほうでも答申書は採択するとき、僕たちが基本として参考にするもので、大変重要なものだと思っております。この選定委員会の委員の内容なんですが、この一般の保護者の方というのは、どれぐらいの割合でいらっしゃるのですか。

【渡辺指導課長】

保護者の方は、委員としては 9 名の方に。

【中本委員】

全体では何名ですか。

【渡辺指導課長】

全体では。

【中本委員】

半分ぐらいなんですか。

【渡辺指導課長】

19名のうちの9名。

【中本委員】

19名のうちの9名が保護者の方。

答申書を見ると、具体的な議論がどういうふうにあったかというのは、答申書の中には僕たちが見ることできないんですけど、その後公開されるというのは、どんなタイミングで、どんな形で公開されているのですか。

【渡辺指導課長】

教科用図書選定審議会の議事録の公開がいつごろかという御質問ですか。

最終的に、8月に教育委員会議で教科書の採択がされて、その後、議事録は公開しております。最終的に教科書採択が終了した後に公開するというように。

【中本委員】

形は、その議事録として教育委員会の委員会の会議みたいな、会議の内容がきっちりわかるような形で公開されているわけですか。

【渡辺指導課長】

はい。会議の内容はわかるように公開しておりますが、ただし委員の名前につきましては、個人名を載せずに委員ということで発言の内容をいたしております。

調査研究の結果は、答申書として採択前にいただいているわけですけど。

【吉崎教育長職務代理者】

審議会委員の名簿の公開はしているのですか、してないのですか。

【渡辺指導課長】

最終的に全て教育委員会議で採択、結果が出て、終わってから委員の名簿を公開しております。

【吉崎教育長職務代理者】

終わってからということですか。

【渡辺指導課長】

はい。

【中本委員】

つまり審議会のを公開にするということは、その会議を傍聴の方がたくさんいるような状況でやるという形になるわけですね。

【渡辺指導課長】

会議を公開するという事は、本日のように傍聴がありというふうな形になります。

【中本委員】

その議事録公開ということだけではなく、審議そのものが公開になっていくという。

【渡辺指導課長】

審議そのものが公開として。

【吉崎教育長職務代理者】

他の都道府県、市町村ではどういう状況なんでしょうか。会議そのものの公開については。

【渡辺指導課長】

請願書のほうにもございまして、神奈川県、請願の一番下のほうに。

【吉崎教育長職務代理者】

書いてありますね。公開と聞いています。

【渡辺指導課長】

神奈川県教育委員会のほうに平成27年度につきまして確認しましたところ、この審議会に当たるものが3回開催されておまして。3回のうちの第2回目は非公開でしていると。1回目と3回目は公開でやっているというふうに聞いております。

横浜市と相模原市につきましては、非公開でやっておるというふうに聞いております。

【渡邊教育長】

県の2回目というのは、どういう位置づけの内容かわかりますか。

【渡辺指導課長】

県の2回目の審議会の内容ですけれども、これは各教科書の科目ごとの、種目ごとのそれぞれ出版社ごとの詳細な調査研究の内容についての審議というふうに聞いております。

【濱谷委員】

いいですか。

【渡邊教育長】

はい、どうぞお願いします。

【濱谷委員】

教育委員会で、教科書採択ということで最終的に決定するわけですがけれども。みんなでそれぞれ教科書を見たり、いろんなことを調べたりしながら、慎重に一つ一つの教科書を公正に選んでいくわけですがけれども。私たちの立場からしても、例えばこの審議会でどなたがどんなことを言ったとか、いろんなことが先にわかっているということは、ちょっとやはり前もってのそういう知識を持って教科書を見ちゃいけないと思いますし。公平に、公正に選ぶためにも教育委員会でしっかり選ぶところで、いろんなことが、ほかのことが耳に入ってくるというのはよくないと思うので。後から公開する、その会議録であろうと何であろうと、後から会議録は公開されれば、私はそれでいいんじゃないかなというふうに。

公平・公正に教科書を選ばないと、やはり子供たちの教科書ですし、世の中でも今、騒がれていますけれども、そういう面も含めて慎重にやっていくべきものだなというふうに私は思っていますので、今のようやり方で全て教科書が選ばれた後、皆さんが、どなたがじゃなく、どういう意見が出てこの教科書が選ばれたというのを最後に皆さんが見るということは、それはそれでいいのかなというふうに思うんですけれど。

【前田委員】

先ほど事務局の説明の中で、教科用図書選定事務の性質上、何かこう当該事務の適正な執行とか遂行に支障を及ぼすおそれがある。ちょっとわかりづらいんですね。その辺は、もう少しわかりやすく説明していただけると。

【渡辺指導課長】

教科書採択の事務の流れをまず、じゃあ全体の流れを御説明申し上げますと。

一番初めに、各学校ごとに教科書を実際調べて調査するというものがございます。それから、現在川崎が4地区、小中の教科書の場合は4地区で実施されておりますが、地区ごとに、教科ごと、種目ごとに地区あたり3名、教科ごとです。国語の先生なら国語の先生3名という形で種目ごとに選ばれた先生方が教科書を実際に読んで研究していくものです。それらをあわせた調査研究の結果を、この教科用図書選定審議会のほうに調査報告書が上がってきますので、そこでその結果を審議会委員の方々が、その説明を受けながら審議をしていくわけでございます。

そのときに、先ほど申し上げた委員の中には保護者の方が9名おります。そのほかに教員だったり、学識者だったりいるわけですがけれども。保護者の方は保護者代表という形ではありますけれども、一保護者ということで各区からの代表で出ていただいておりますけれども。その保護者からの、保護者の視点から自由闊達な御意見をいただくという意味からも、これが公開でやられますと、いろいろ傍聴で聞かれている方々からいろんな、また御意見等が寄せられる可能性が、おそれがあるということで。特に、保護者の委員の方の自由な、本当に意見を議論していただきたい

という、そういったことから非公開とさせていただいているところでございます。

【前田委員】

はい、ありがとうございます。

【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。私も審議会委員会の委員長もやったことあるのですが、やっぱりその段階で、最終決定は教育委員会で、我々が公開で選んでいると思うんですが。我々は教育委員として、もちろんその名前も公開されてますし、公表されてますし、その責任を持ってやっているわけですが。この審議会の委員というのは、今、事務局の説明ありましたように保護者の各それぞれのところから選ばれた方とか、あとは学識経験者とかいろんな立場の方がいらっしゃると思うんですが。その方たちが、やはり自分の名前を出された上で言うということになると、つまり公開ということになるわけですが、やはり抵抗があるんじゃないか、自由に言うということは。やはり言いにくい雰囲気になるんじゃないかと、私は心配します。

やはりいろんな意見が出るということが大事なので、いろんな意見があった上のことを審議会のほうにはまとめていただければいいことなので。その場は、やっぱり加工したほうが私はいいと思っております。ですから、やった後の審議会の結果を公表するのは後のことでもいいと思うんですが、それはやっていいと思うんですが、その審議している段階のものを公開するというのは、やはり私はちょっと抵抗を感じています。

そういうことで、やはりその部分のところは非公開のほうが、審議会の方は自由に発言しやすいのではないかと私は思っております。

【渡邊教育長】

他には、いかがでしょうか。

それでは、そろそろよろしいようでしたら、今の御審議を踏まえて請願の取り扱いを決定してまいりたいと思います。

まず焦点となりますのは、教科用図書選定審議会が公開されることによりまして、発言者が特定されるということを委員の皆さんが心配をされていらっしゃいました。特定されるということで、抵抗感を感じる方もいらっしゃるんじゃないかというようなお話。また、自由・闊達な議論がしにくくなるのではないかというようなお話がございました。

確かに教科用図書の選定について、これを是とするか否とするか、いろんな御意見の方がいらっしゃるかと思うんですけれども。委員の方の発言によりまして、場合によっては誹謗・中傷とか嫌がらせ等が起こる、その可能性もあるというふうなことも説明にありましたし、そういった事態が起こりますと、自由・闊達な意見交換というものがしにくくなってしまうということが委員の皆さんが心配されていたところです。

また、採択する側での御発言がありましたけれども、どなたかがどういった発言をしているかということを知ることが、逆に公正な教科書採択に影響を及ぼすんじゃないか、そういったふうな御意見もあったところだというふうに思っております。そういったところを踏まえまして、この一口に申しますと、先ほど適正な執行への影響という言葉が使われておりましたが、この当該の事務の適正な執行に支障を及ぼす影響があるということがあって、そういうことからこ

れまでも非公開として取り扱われてきたというふうに理解できるところでございます。

それから、神奈川県教育委員会のことが話題でありましたけれども、県の教育委員会におきましても、その採択に重要な議論をする部分については非公開で行われているというふうなことでございました。

それから、また本市におけます川崎市の情報公開個人情報保護審査会におきましても、これまで審査会の会議を録音したテープの開示請求に対する拒否処分がありましたが、これも、これまで申し上げたような理由において非公開の決定がされているというふうなことがございます。

以上のようなことを踏まえますと、本請願につきましては不採択としたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、不採択という形で受け付けをさせていただきます。

8 議事事項 I

議案第 1 号 平成 29 年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について

【渡邊教育長】

それでは次に、議事事項の I に入ります。

「議案第 1 号 平成 29 年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について」この説明を指導課長にお願いいたします。

【渡辺指導課長】

それでは、議案第 1 号「平成 29 年度川崎市使用教科用図書の採択方針について、及び同教科用図書の選定に係る諮問」について御説明させていただきます。議案書の 1 ページをごらんください。

初めに、平成 29 年度川崎市使用教科用図書の採択方針について御説明いたします。「1 目的」でございますが、教科用図書は、各学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として使用を義務づけられているものであり、児童生徒が学習を進める上で極めて重要な役割を果たすものであります。よって、本市学校教育の充実に最も適した教科用図書を採択するとともに、その手続きの公正かつ適正を期すため、平成 29 年度川崎市使用教科用図書採択方針を定めるものでございます。

「2 採択の基本的な考え方」の「(1) 採択の権限」でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及びその他関係法令に基づき、教育委員会がその責任と権限のもと、公正かつ適正に実施いたします。

「(2) 採択する教科用図書」でございますが、採択対象とする教科図書につきましては、「学

校教育法第 34 条第 1 項」等の規定に基づき、文部科学省が作成する教科書目録に登載された教科用図書のうちから使用する教科用図書を採択するものとしたします。ただし、特別支援学校、特別支援学級等におきましては、「学校教育法附則第 9 条」の規定により、検定教科用図書以外の教科用図書も使用できるとされておりますので、この教科用図書も採択できるものとしたします。なお、以下、この教科用図書を「附則第 9 条図書」と呼んでまいります。

次に、2 ページをごらんください。

「(3)教科用図書の調査審議」でございますが、教科書目録に登載された教科用図書について、調査審議の観点に基づき、十分に行うものとしたします。

「(4)採択の透明化」でございますが、採択の公正確保に向けて、採択方針及び採択手順を公表するものとしたします。また、教育委員会における採択は公開するとともに、教科用図書選定審議会報告書等の資料については採択終了後に公開するなど、採択の透明化に努めるものでございます。

「(5)静ひつな採択環境の確保」でございますが、採択を公正かつ適正に行うため、教科用図書について誹謗・中傷等が行われる中で採択がされたり、外部からの不当な働きかけ等により採択が、ゆがめられたなどの疑念が抱かれたりすることのないよう、静ひつな採択環境を確保いたします。

次に、3 ページをごらんください。

「3 教科用図書の調査審議」の「(1)教科用図書選定審議会」でございますが、教科用図書の審議を行うため、川崎市教科用図書選定審議会を設置し、教育委員会が教科用図書の調査審議を諮問するものでございます。また、審議会の下に調査研究会を置き、調査研究会は教科用図書の調査研究を行い、審議会に報告いたします。

「(5)調査審議の観点」でございますが、教育基本法及び学校教育法の理念の実現に向けて、次の 5 つの観点から検討して、最も適切と思われるものを採択するものでございます。「ア 学習指導要領との関連」、「イ 編集の趣旨と工夫」、「ウ 内容」、4 ページをお開きいただきまして、「エ 構成・分量・装丁」、「オ 表記・表現」でございます。

4 ページをごらんください。

「4 教科用図書の採択手順」でございますが、はじめに、小学校及び中学校が使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 15 条の規定に基づき、4 年間は同一の物を使用するため、平成 29 年度は今年度を使用している教科用図書と同一のものを採択することになります。

次に高等学校の教科用図書の採択手順について御説明いたします。高等学校の教科用図書の採択替えにつきましては、義務教育諸学校とは異なり、採択地区や期限などの法令上の具体的な定めはございませんが、設置学科、学校の特色等の各学校の実態に応じて、毎年、学校ごとに採択替えを実施しているところでございます。

7 ページのフロー図①をごらんください。

1 番下の四角囲みに校内検討委員会と調査研究会がございまして、調査研究会は高等学校ごとに選任された調査研究員がすべての種目の教科用図書について調査研究をし、報告書を作成し調査研究報告書を教科用図書選定審議会に提出いたします。フロー図では③の部分になります。

次に左側にあります校内検討委員会でございますが、各学校においてそれぞれの種目について、教科書の調査研究を進めていく委員会でございます。この校内検討委員会は資料の 4 ページ 4

(3) 高等学校用教科用図書の採択の「イ(i)」にございますが、教科ごとに全ての教員で構成する委員会でございます。たとえば、国語で考えますと、国語という教科の中には、現代文、古文、漢文に関わる教科書がありますが、それらにかかわる国語科の教員がグループを組んで調査研究する委員会と考えております。

そして、この校内検討委員会では、同じく4ページの4(3)イ(iii)に示してございますが、選定候補として複数の教科用図書について調査研究をし、報告書を作成し、校内採択候補検討委員会に調査結果報告書を提出いたします。7ページのフロー図でいうと④の部分でございます。

次に、フロー図では左側中段にございますが、「校内採択候補検討委員会」についてでございます。校内採択候補検討委員会につきましては、4ページ4(3)イ(ii)に示しておりますが、メンバー構成は、学校長を長とし、管理職や校内取りまとめ担当者、教科主任等を中心としたメンバーを学校長が任命いたします。構成するメンバーの人数といたしましては、各学校の状況に応じて10名程度になるものと想定しております。

校内採択候補検討委員会の作業は、5ページの上から2行目になりますが、校内検討委員会が作成した報告書をもとに、採択候補となる教科書を選定し、採択候補一覧表を作成し、教科用図書選定審議会に提出します。フロー図でいうと⑤の部分でございます。

また、採択候補一覧表には、各学校が採択候補として選んだ教科書だけでなく、調査研究したすべての教科書についての調査研究の内容を示していくこととしております。

次に、特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書の採択手順につきまして御説明いたしますので、8ページのフロー図②をごらんください。

特別支援学校の小学部及び中学部並びに小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書は、原則として通常の学級で使用する教科用図書と同じでございますが、特別な教育課程による場合は、下学年(かがくねん)用の教科用図書や文部科学省著作教科書のほかに、一般図書(附則第9条図書)を使用することができることとなっております。学校が附則第9条図書の使用を希望する場合は、校内検討委員会を設置し、対象となる児童・生徒の発達段階や障害の状態・能力・適性などを踏まえ調査研究し、学校長は選定した附則第9条図書を審議会に報告いたします。審議会では調査研究等の報告を参考に審議し、その結果を教育委員会へ答申いたしまして、教育委員会において毎年採択していただくものといたします。

特別支援学校の高等部におきましては、現在高等部用の教科用図書がございませんので、附則第9条図書を調査研究し、学校ごとに選定した附則第9条図書を審議会に報告するものといたします。審議会では附則第9条図書について審議し、その結果を教育委員会へ答申いたしまして、教育委員会において毎年採択していただくものといたします。

次に、教科用図書展示会でございますが、平成28年6月17日から、8月8日までの期間におきまして、8箇所それぞれ実施いたします。開催日時におきましては、各会場によって異なりますが、詳細につきましては、6ページをごらんください。

なお、川崎地区におきましては、市民が自由に出入りすることのできる公共の建物で行うようにとの請願(平成27年4月28日教育委員会定例会 請願1号)が趣旨採択されたことも踏まえまして、教育文化会館におきましても教科用図書展示会を開催する予定です。

以上、「4 教科用図書の採択手順」につきまして、校種別にフロー図により御説明申し上げます。

次に、9ページをごらんください。

今後のスケジュールでございます。

本日以降、教科用図書選定審議会、調査研究会、教科用図書展示会を経て8月の教育委員会における採択を予定しております。

以上、教科用図書採択方針、手順等につきまして御説明申し上げます。

続きまして、「平成 29 年度使用教科用図書の選定に係る諮問」について御説明申し上げます。10 ページをごらんください。

本年度は、高等学校、特別支援学校で使用する教科用図書の採択替えを行うこととなります。そのため、これらの教科用図書の採択替えにあたり、教育委員会が教科用図書選定審議会の意見を聞くため、同審議会に諮問するものでございます。

1 の諮問内容でございますが、校種ごとに使用する教科用図書についての調査審議でございます。

2 の根拠法令は、「川崎市附属機関設置条例」でございます。12 ページの参考資料に条文を掲載してございます。また、参考条文といたしまして、15 ページに「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 10 条、第 11 条及び第 13 条第 2 項」及び「同法施行令第 9 条」を掲載してございます。

10 ページにお戻りください。3 の諮問先は、川崎市教科用図書選定審議会でございます。本委員会で御承認いただきましたら、11 ページに案文を付けてございますが、ここに諮問することとして、手続を進めていく予定でございます。

議案第 1 号「平成 29 年度川崎市使用教科用図書採択方針について、及び同教科用図書の選定に係る諮問」について、事務局からの説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

ただいま、教科用図書採択方針について、及び教科用図書選定審議会に対する諮問について、この 2 点について説明をいただきました。

御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

2 点。4 ページに当たるんですけども。4 ページの（3）高等学校用教科書図書採択のイの i と ii についてお尋ねします。

校内検討委員会は、教科ごとに全ての教員で構成する。しかし一人しか配置されていないような教科については、複数の教科で構成するなどの対応を図ることなんです。これは一人の場合ですか、それとも二人の場合なんかの場合はどうなのかということと、複数教科というのは、どのぐらいの教科で検討するのでしょうか。特に定時制など、そういうことが起こり得ると思う

んですが、その点はどうかということが1点。

あと2のところ、校内採択候補検討委員会は学校長を長として校内取りまとめ担当者を中心に組織するというのですが、この校内取りまとめ担当者っていうのは、どういう方が任命されるんでしょうか。この2点お願いします。

【渡邊教育長】

では、お願いします。

【渡辺指導課長】

まず1点目でございますけれども、確かに教科によっては、その選任の先生が少ないというのがあります。例えば、家庭科とか芸術に関するなど、音楽科の先生とか、例えばデザインを担当する先生とか、ちょっとその専門科の種類によっても違うかと思うんですけども、一人ないし二人ですけども、そうやって一人の場合は必ず複数で組んでいただくというふうに考えてございます。二人であれば複数の目があるということで、そこは学校の実情に応じて対応していただくというふうに考えております。

【吉崎教育長職務代理者】

例えばその点で、国語とか社会の場合に古典と現代があったり、理科もそうなんだろうが意味合いによって分かれてますよね、公民とか歴史とか。そういう場合には、教科としては二人いても専門は一人になりますよね。その場合どう考えたらいいですか。国語、社会とか理科の。今のは教科は一人という場合ですが、同じ教科の中でも分野によって違うということありますよね、そういう場合も一人になってしまう可能性があるような気がするのですが、いかがなんでしょうか。

【渡辺指導課長】

その場合は複数、やはり一人の場合も、例えば物理専従でしたら化学の先生も一緒に入って討議をしたりということをしているというふうに聞いております。

【吉崎教育長職務代理者】

教科として対応すると。複数で。そういうふうに必ずするということですね。その点、結構です。次の2点目をお願いします。

【渡邊教育長】

取りまとめ担当者。

【小田嶋学校教育部長】

明確な規定はございませんが、主に教務主任等が当たっているというように伺っております。

【吉崎教育長職務代理者】

これは学校によって違うってことですか。

【小田嶋学校教育部長】

学校によって必ずしも全部同じということではないというように聞いております。主に教務主任が当たっていると。

【吉崎教育長職務代理者】

大体教務主任がなって、これは校長の判断でいいですか。

【小田嶋学校教育部長】

そうですね、はい。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

【吉崎教育長職務代理者】

はい、よろしいです。

【渡邊教育長】

他の委員さん、いかがでしょうか。

特に御質問ないようでしたら、それでは、議案第1号についてですが、原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、議案第1号は原案のとおり可決といたします。

9 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 2 叙位・叙勲について

【渡邊教育長】

次に報告事項Ⅱに入ります。

「報告事項 No. 2 叙位・叙勲について」の説明を、庶務課長お願いいたします。

【野本庶務課長】

報告事項 No.2「叙位・叙勲について」御報告申し上げます。

高齢者叙勲を受けられた方が1名、死亡叙位を受けられた方が1名、死亡叙位・叙勲を受けられた方が2名いらっしゃいまして、受章者、叙勲名等につきましてはお手元の資料のとおりでござ

ざいます。

冬木先生につきましては、昭和26年に千葉県の教員として教職の道を歩み始められ、昭和63年に退職されるまでの37年間、本市教育の充実と発展に御尽力いただきました。常に「子どもありき」の信念から、「子どもにとって学校は何をすべきか」という学校経営により、新設校やマンモス校の校長として本市の中学校教育の発展に多大なる功績を残されました。

山岸先生につきましては、昭和22年に福井県の教員として教職の道を歩み始められ、昭和62年に退職されるまでの40年間、本市教育の充実と発展に御尽力いただきました。特に、校長時代には、子どもの成長に基礎を置きながら学校経営に取り組まれるとともに、小学校長会の要職を勤めるなど、本市の小学校教育の発展に多大な功績を残されました。

草開先生につきましては、昭和41年に教職の道を歩み始められ、平成16年に退職されるまでの38年間、本市教育の充実と発展に御尽力いただきました。特に、校長時代には、教職員の研究に対する意欲向上を図り、意識改革を行い、長年培ってきた指導観を十分に学校経営に取り入れ、本市の小学校教育の発展に多大な功績を残されました。

柏原先生につきましては、昭和28年に岡山県の教員として教職の道を歩み始められ、平成5年に退職されるまでの40年間、本市教育の充実と発展に御尽力いただきました。特に、校長時代は、地域の人々と協力して教育環境の改善に尽力したほか、指導講師として活躍し、多くの優秀な教職員を育てるなど、本市の小学校教育の発展に多大な功績を残されました。

いずれの先生方も、その長年の教育功労に対して叙位・叙勲を受けられたものでございます。御報告は以上でございます。

【渡邊教育長】

説明は以上でございますが、何か御質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項 No. 2 については承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項 No. 2 は承認といたします。

報告事項 No. 3 平成28年第1回市議会定例会について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項 No. 3 平成28年第1回市議会定例会について」の説明を、総務部長お願いいたします。

【小椋総務部長】

それでは報告事項 No. 3 平成28年第1回市議会定例会について御報告させていただきます。

今回の市議会は、2月15日から3月18日まで開催されました。

それでは、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

資料の(1)平成28年第1回市議会定例会の提出議案についてでございますが、本定例会に提出された議案のうち、教育委員会関係の議案は、議案第3号「川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」のうち、教育委員会に関する部分及び議案第29号「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の2議案でございました。

「川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」のうち、教育委員会に関する部分につきましては、「川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会」について、所掌事務の完了に伴い、当該附属機関を廃止するもので、3月11日に開催されました総務委員会において審査が行われました。

審査の状況でございますが、質疑、要望等はございませんでしたが、「市民サービスの更なる削減を行う行財政改革には反対の立場であり、行財政改革推進委員会の設置を含む本議案には賛成できない。」との意見をいただきました。

採決の状況といたしましては、審査の結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決するものと決し、本会議におきましても賛成多数をもって原案のとおり可決されたところでございます。

「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定」につきましては、学校教育法の一部改正により、義務教育学校の制度を設けることとされたことに伴いまして、利用料金等に係る規定の整備を行うもので、3月11日に開催されました総務委員会において審査が行われました。

審査の状況でございますが、「本条例の制定趣旨」について質問をいただきまして、「本条例は、学校教育法の一部改正に伴い、条例で定める施設等の利用料金等に係る規定を整備するものである。」ことを答弁いたしました。

採決の状況といたしましては、審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決するものと決し、本会議におきましても全会一致をもって原案のとおり可決されたところでございます。

続きまして、(2)平成28年第1回市議会定例会の答弁についてでございます。資料の2ページをお開きください。

まず、①代表質問でございますが、今回は2月29日・3月1日の2日間で行われ、全会派から質問がございました。

主な内容といたしましては、中学生死亡事件に関する再発防止策に関するもの、教職員の政治的中立性の確保に関するもの、中学校完全給食に関するもの、学校司書に関するもの、少人数学級に関するもの等がございました。

具体的な質問及び答弁につきましては、資料の4ページから18ページにかけまして、まとめてございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。と存じます。

3ページにお戻りいただきまして、②予算審査特別委員会でございますが、今回は3月7日から10日の4日間で行われ、質問議員52名のうち、17名の議員から23項目の質問をいただきました。

主な内容といたしましては、「キャリアあり方生き方教育」の推進に関するもの、学校における情報システムに関するもの、学習支援、居場所づくり事業に関するもの、教育施設の整備に関するもの等でございます。具体的な質問及び答弁の内容につきましては、資料の19ページから

45ページにまとめてございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に、③代表質疑でございますが、今回は、3月1日及び3月18日の本会議にて公明党及び民主みらいから質問をいただきました。

内容といたしましては、義務教育施設整備事業費に関するもの及び教育長の任命に関するものでございまして、具体的な質問及び答弁の内容につきましては、資料の46ページから47ページにまとめてございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

なお、本定例会におきまして、「川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」の議案が提出され、「市民委員会」を「文教委員会」に改めるとともに、所管する局が「市民文化局、子ども未来局及び教育委員会」に改められることとなりました。従いまして、教育委員会が所属する常任委員会につきましては、今年度より、総務委員会から文教委員会へ変更となります。以上で、平成28年第1回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。

【渡邊教育長】

平成28年第1回市議会定例会の説明をいただきました。何か御質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No.3については承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.3は承認といたします。

報告事項No.4 市議会請願・陳情審査状況について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.4 市議会請願・陳情審査状況について」の説明を、総務部長お願いいたします。

【小椋総務部長】

それでは、報告事項No.4 市議会請願・陳情審査状況について、御報告申し上げます。

お手元の資料「平成27年度市議会総務委員会に付託された請願・陳情の審査状況」をごらんいただきたいと存じます。

今回は、前回御報告をいたしました、平成28年1月26日開催の教育委員会定例会以降に審査及び提出されました、請願、陳情につきまして御報告申し上げます。

まず、請願第12号「県立川崎図書館を川崎市に残し活かすことについての請願」につきましては、去る1月28日に審査が行われました。

請願の趣旨は、「川崎と県民の宝、県立川崎図書館の機能・蔵書・人材を分散せず、そのまま川崎市に残し、県と市で将来に亘って協同で発展させること」及び「川崎市は、県に直ちに申し入

れ存続に向けた具体的な協議を進めること」を求めるものでございます。

総務委員会におきましては、本請願に対する本市の考え方として「県立川崎図書館の機能・蔵書・人材の本市での存続及び県と市の協同による将来的な発展については、現在、県が産業情報機能に特化し、平成29年度中にKSPに移転するという方針を示しており、県による取組が推進されるべきものと考えていること」、「本市による県への申入れ及び存続に向けた具体的な協議の推進については、これまでも県と本市の間で情報交換等を行ってきたが、今後、本市としても具体的な取組の推進に向けて、県と協議を重ねていきたいこと」等を説明したところでございます。

審査の状況につきましては、「県立川崎図書館の機能存続に対する本市の考え方について」、「移転先のKSPにおける図書館面積及び県立川崎図書館から移動する蔵書について」、「移転先としてKSPが選定された理由について」等について、それぞれ質問をいただきました。

「県立川崎図書館の機能存続に対する本市の考え方について」に関しましては、「県立川崎図書館が設立された昭和29年は、県内の公立図書館は14館しかなかったが、現在、県内の全公立図書館における県立図書館の貸出数は0.36%となっており、県立図書館を取り巻く状況は大きく変化していると聞いている。」こと、「県立川崎図書館は県有施設であるため、機能存続等の判断は県に委ねざるを得ないが、県が産業情報機能に特化する方針を表明していることから、少なくとも企業活動支援に資する部分については、市内に残すよう要望してきた。」こと、「県立川崎図書館に所蔵されている蔵書や資料は、価値が高いものであると考えており、現在の規模を維持して移転することが最も望ましいが、県との意見交換の中では困難な状況であると聞いているため、本市にとって価値ある機能が市内に存続することが重要であり、今後も引き続き県に対して要望していきたい。」こと等を答弁いたしました。

「移転先のKSPにおける図書館面積及び県立川崎図書館から移動する蔵書について」に関しましては、「KSPの延べ床面積は約14万6,000㎡であるが、その中で図書館に充てる面積は県が検討中と聞いている。」こと、「県は産業情報機能に特化してKSPに移転する方針の下、現在移動する蔵書を検討しているが、社史については県との情報交換の中で市内に存続する意向と聞いており、一定程度は担保されると考えている」こと等を答弁いたしました。

「移転先としてKSPが選定された理由について」に関しましては、「KSPについては、バイオ、IT等の先端産業が集積していることや、最寄駅からのアクセスが良いことから、企業活動支援に特化するには適地であるとの理由により、移転先として選定された。」ことを答弁いたしました。

また、「県立川崎図書館に所蔵されている蔵書や資料は、産業都市である本市にとって重要で歴史的価値があるものであり、市の財産として守りたいという意思を明らかにしてほしい。」こと、「現在の県立川崎図書館には蔵書や資料だけでなく、ビジネススペース、展示コーナー等も含め、産業情報機能という役割を果たしていることから、移転後も、可能な限り現在の機能を維持できるよう、県と協議してほしい」こと、「県立川崎図書館に所蔵している蔵書の重要性は明らかだが、本市としても機能存続や移転等を求めている立場から、費用負担を求められる可能性があるため、費用負担の有無についても、県と協議し、明確にしてほしい」こと等について意見をいただきました。

取り扱いにつきましては、全会一致で継続審査となりました。その後、3月14日に開催された総務委員会におきまして、意見書案文とともに改めて協議が行われ、全会一致で県へ意見書を

提出することとし、趣旨採択となったところでございます。

続きまして、請願第19号「義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願」でございますが、請願の趣旨は、行き届いた教育を実現するために、学級編制基準の見直しや教職員の定数改善等、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するための予算を確保・拡充することを求めるものでございます。

この請願につきましては、3月18日に付託され、今後、文教委員会にて審査が行われる予定となっております。

また、本請願の提出に伴いまして、請願第1号につきましては、3月16日に取り下げ願いが提出されております。

続きまして、請願第20号「教育格差をなくし、ゆきとどいた教育を求める請願」でございますが、請願の趣旨は、「川崎市独自で、当面小学校3年生と中学校1年生を35人以下学級にすること」、「国の責任で35人以下学級を早期に実施するように、国に要望すること」、「教育費の無償化をめざし、保護者負担を軽減する措置を進めること」等を求めるものでございます。

この請願につきましては、3月18日に付託され、今後、文教委員会にて審査が行われる予定となっております。

説明は、以上でございます。

【渡邊教育長】

以上の説明でございますけれども、何か御質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No.4については承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.4は承認といたします。

報告事項 No. 5 川崎市社会教育委員会議の提言について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.5 川崎市社会教育委員会議の提言について」の説明でございます。生涯学習推進課長と、それから本日は社会教育委員会議の議長さんにもお越しいただいておりますので、御説明につきましてよろしくお願いたします。

【池之上生涯学習推進課長】

それでは「報告事項No.5 川崎市社会教育委員会議の提言について」御説明申し上げます。

平成26・27年度の川崎市社会教育委員会議では、「地域をつなぐ拠点としての社会教育施設

を求めて」～市民館、図書館のあり方を中心に～というテーマで、約2年間研究・調査されたので、本日は、川崎市社会教育委員会議、上田議長より御報告させていただきます。

議長、お願いいたします。

【上田議長】

では、社会教育委員の議長をやっております上田と申します。

これから、ごく簡単に内容を紹介をさせていただきたいと思います。ぜひ社会教育に対する理解を教育委員の皆さんに知っていただく上で、この市民館、図書館のあり方のことはとても大事ななことかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

お手元に配付しております、平成26年、27年度研究報告書というものがおありかと思えます。2年間にわたって研究協議をいたしました。毎年、こういう研究協議テーマを設けて研究しているわけですが、今回は非常に活発な調査活動をいたしまして、お手元の中にありますが、市街に出向いて、例えば図書館におきましては武蔵野にあります武蔵野プレイスという指定管理者制度で実施しております施設や、あるいは神奈川県横浜市、山内図書館に行くとか。あるいは市民館関係におきましては、国立市の公民館、あるいは埼玉県の富士見市の公民館に出向いて研究調査をいたしました。

実は昨年、本格的な調査研究に取り組みました昨年の2月ごろに、いわゆる死亡事件が起きました。メンバーの中には子供支援にかかわる委員も少なくない関係で、非常にこの事件にずっと地域社会教育施設との関係をどんなふう考えていったらいいのか、我々が何ができるのか、そういう真摯な問いかけをいたしながら、この報告書をまとめていくということがありました。お手元の、その地域をつなぐ拠点としての社会教育施設、地域をつなぐ拠点というのは、こうした地域の中にあるさまざまな問題を解決するために社会教育施設が地域をつなぎ、そうした事件を克服する機動的な役割として社会教育施設の位置づけを明確にしていこうというのが大きなポイントになるかと思えます。

ただ正直申しまして、川崎市全体の各区に市民館は1館、図書館にしてもそうした区内の限られておりますので、できるだけ身近なところにそうした社会教育施設ができていくようになればよいなという思いを込めて、公共施設やさまざまな学校などをつながりをつくっていくことによって、社会教育施設のパワーアップを図っていくというふうなことが、非常に大きなテーマとして話題になりました。

例えば、図書館におきましては学校図書室とつながりを持って公共図書館を考えていくとか。あるいは市民館の場合には、この文化センターと市民館とのつながりをつくっていくとか。そういう連携をつくっていくことによって、より身近な地域施設としての社会教育施設のあり方を探求していこうというようなことが、大きな私たちにとっての課題として受けとめてまいりました。

同時に、指定管理者制度という制度が、このところ公共施設の再編議論にありますけども。図書館や市民館が指定管理者制度のもとで行われるというふうになりますと、どういうふうな問題があるのかということについてもきめ細かく検討してまいりました。お手元の中には、そうしたことを書き込んでおきまして、私たちにとっては極めてさまざまな大きな問題があるので、慎重に対応することが求められているというふうな結論になっているかと思えます。図書館や市民館の社会教育施設が今のままでいいというわけではありませぬので、いかにしてその身近な地域をつなぐ拠点としての社会教育施設像をつくり上げていく、そういう運営をより一層深めていくた

めに、今後とも社会教育委員の会議では検討してまいりたいというふうに思います。ぜひ、社会教育への理解を深めていただきながら、一緒になってこの川崎の教育をよくしていきたいというふうに願っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

【渡邊教育長】

上田議長さん、本当にどうもありがとうございました。また、2年間の研究ということでお疲れさまでございました。お話にありましたように、社会教育施設、この市民館、図書館のあり方ですとか役割というものを考える意味で、大変貴重な資料になるというふうに考えております。本当にありがとうございました。

委員の皆さん、今、ごらんになったばかりでございますけど、いかがでしょうか。何か御感想等がありましたらば、お願いいたします。

【中本委員】

普段思っていることが全部書かれております。

やっぱりつながる、この大切さというのですか、これもう本当に市民館が単独で人と人をつなぐだけではなく、まず行政側が市民館とどうつながるか、そのそれぞれのセクションがそれぞれの持ち場で施設を活用していくような仕組み、これがここに痛切に書いてあるんですけど。本当につながりをつくる前につながろうという、その姿勢が大変、2年間の調査研究の中で強く感じられたんだなというのを感じました。これもあえて言うならば学校の現場でも、放課後、授業中、校門を施錠しなきゃいけないという状況の中で考えるならば、本当に参考になるようなテーマがたくさんあるというふうに感じました。お疲れさまでした。

【上田議長】

ありがとうございます。

【渡邊教育長】

他の委員さん、いかがですか。

【濱谷委員】

いいですか。

【渡邊教育長】

お願いします。

【濱谷委員】

その2月の大変な事件が起きたことからもと仰ってましたけれども、要するに周りの大人がこういう施設やらを上手に活用して、その子供も巻き込み大人も巻き込んで、みんながつながるといふふうに上手にできるといいなというふうに思うんですけど。まず、こうやっているんなことを考えていただいたり、率先して前に立ってやっていただける方がいらっしゃるといふのはあ

りがたいなというふうに、とても思いました。

各地域にいる保護者や住民やら、それから子供たちも一緒にその活用できるような、かかわりをたくさん持っていく形が取れるといいんじゃないかなといつも思っているのですが。もう皆さんがそういうことも含めて考えてくださっているというのがよくわかりますので、ありがたいなと思ってます。

【上田議長】

そういう子供が育つ地域をつくと、そのために我々が何ができるかということを実際に、正直に考えてきたという2年間でありました。でかい大都市、この川崎において本当に身近さをどこまで市民館や図書館が感じてもらえるのか、これからまだまだ検討しなきゃならないと思っております。どうもありがとうございました。

【濱谷委員】

いろいろありがとうございます。

【渡邊教育長】

はい、お願いします。

【前田委員】

25ページの、この指定管理者制度の課題、今、御説明にもあったのですが。事業面での課題の最後の、最近は大手の業者が指定管理者制度によって参入するそうで、最後に利益追求を図る管理業者が、どれだけ市民参加を促進できるのか甚だ疑問と。地域の人的資源を管理運営でもきちんと位置づけ、職員のスキルを高めていくことが大事、とてもすばらしい分析がなされているなというようなことを感じました。

【上田議長】

施設のあり方を探求していくと、結局職員のあり方がすごく大きく関係しているということを改めて実感したということも出てまいりました。どうもありがとうございます。

【渡邊教育長】

お話ありましたように市民館、図書館というものが中心ではありますが、広く子供たちの健全育成という視点からすれば、大人社会がどういうふうに今後つないでいながら子供たちを見守って、育てていくのか。そういうところまで及ぶようなお話が、この報告書の中には入っているんじゃないかというふうに思います。

市民館、図書館については、市民の皆さんの生涯学習を支えるという意味で、そのニーズに的確に答えていって、サービスの、サービスと言っていいかわからないですけど、その向上を図っていくという意味で私たち考えていかなければいけないことがたくさんあるというふうに考えております。改めて貴重な資料、これから参考にさせていただきますということで、お礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

【各委員】

ありがとうございました。

【渡邊教育長】

それでは改めて、ただいまの報告事項No. 5については、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No. 5は承認といたします。

報告事項No. 6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No. 6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、教育改革推進担当担当課長お願いいたします。

【田中教育改革推進担当担当課長】

報告事項No. 6 「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」御説明します。

説明に先立ちまして、去る3月24日の教育委員会で御審議いただきました議案第83号の資料のうち、「東小田小学校・南河原小学校・上丸子小学校学校運営協議会委員候補者名簿」の学校長につきましては、3月に定年を迎えることから、氏名欄を空欄としておりました。この度、4月の人事発令により決定し、教育長の専決事項として任命した旨を4月6日の教育委員会で御報告しましたので、改めて2ページから4ページに名簿を添付いたしました。なお、4ページの「上丸子小学校学校運営協議会委員候補者名簿」の氏名に誤りがございましたので、併せて修正しております。9番の野村 博 様が小倉 博士 様に、12番 佐々木 智春 様のお名前の「春」の字が「政治の治(じ=おさむ)」という字に、それぞれ誤って表記されておりました。お詫びして訂正させていただきます。

それでは、報告事項No. 6 「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」御説明します。

1ページにお戻りください。本日の報告は、川崎市学校運営協議会委員の委嘱・解嘱についての内容です。

この度、学校運営協議会設置校3校から、保護者委員の任期途中の変更ならびに地域住民委員の変更・追加につきまして、一覧のとおり報告がございました。このうち、上丸子小学校につきましてはPTA役員の役割分担の変更、東小田小学校につきましてはPTA役員の改選、による保護者委員の変更でございます。土橋小学校につきましては、3月時点で決まっていなかった地域住民委員の追加と、PTAの役割分担変更による保護者委員の変更、地域教育会議の役割分担

変更による地域住民委員の変更でございます。報告を受け、上丸子小学校につきましては4月8日付けで、東小田小学校と土橋小学校につきましては4月20日付けで、それぞれ教育長の臨時代理による委嘱・解嘱を行いました。

教育長の臨時代理を行った理由でございますが、去る4月6日に開催されました教育委員会の時点では、各校からの委員変更の報告が間に合わず、かつ、今年度第1回目の学校運営協議会の開催が、上丸子小学校は4月9日、東小田小学校と土橋小学校は4月21日に設定され、それに間に合わせるため、臨時代理を行いました。

なお、各委員の任期につきましては、いずれも、第1回学校運営協議会の開催日から、各校の指定満了日である平成31年3月31日までとなります。

説明は以上でございます。

【渡邊教育長】

以上でございますが、何か御質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、報告事項 No.6 について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項 No.6 は承認といたします。

10 議事事項Ⅱ

議案第2号 川崎市青少年科学館協議会規則等を廃止する等の規則の制定について

【渡邊教育長】

次に、議事事項に入ります。

「議案第2号 川崎市青少年科学館協議会規則等を廃止する等の規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長お願いします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、議案第2号「川崎市青少年科学館協議会規則等を廃止する等の規則」の制定について、御説明申し上げます。

はじめに、議案第2号資料をごらんください。これは、平成27年第1回市議会定例会におきまして可決され、平成27年3月23日に公布された、「附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」でございます。3ページから5ページをごらんください。この条例により、施設ごとに設置されている附属機関である川崎市総合教育センター運営委員会、市民館運営審議会、川崎市立図書館協議会、川崎市教育文化会館運営審議会、川崎市青少年の家運営協議会及び川崎市青少年科学館協議会については、当該機関の委員の任期終了の翌日を持って廃止されることとなりましたことから、これらの附属機関について定める規則を廃止及び一部改正するものでござ

います。

社会教育施設の附属機関につきましては、これまで、運営審議会等が担ってきた、地域住民の意見反映の場としての機能を確保するために、川崎市社会教育委員会議に専門部会を設置することとし、川崎市総合教育センター運営委員会につきましては、同様に機能を確保するため、新たに連絡調整会議として川崎市総合教育センター運営会議を設置することとしたところでございます。

次に、議案書の3ページをごらんください。制定理由でございますが、「附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するもの」でございます。

この規則は、5つの規則を廃止するとともに、1つの規則を一部改正するもので、一部改正する規則について改正内容を御説明いたしますので、4ページをごらんください。「川崎市総合教育センター運営規則の一部改正」の新旧対照表でございます。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

この規則は、川崎市総合教育センター条例第17条の規定に基づき、川崎市総合教育センターの管理及び運営に関し必要な事項を定めておまして、今回の改正は、第5章の総合教育センター運営委員会の規定を削るための改正でございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。附則でございますが、附属機関の委員の任期満了にあわせて定められた条例の施行期日と同じく、「この規則中第1条第2号、第3号及び第5号の規定は、平成28年5月1日から、その他の規定は、平成28年6月1日から施行する。」と施行期日を定めるものでございます。

なお、資料の8ページ以降に、廃止する5つの規則を添付しておりますので、後ほど御確認ください。

以上、御審議の程よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上でございますが、何か御質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、議案第2号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第2号は原案のとおり可決いたします。

【渡邊教育長】

それでは、傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

1 1 報告事項Ⅲ

報告事項 No. 7 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

山田庶務課担当課長、野本庶務課長が説明した。

報告事項 No. 7は承認された。

1 2 議事事項Ⅲ

議案第3号 川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【渡邊教育長】

続いて、議案事項に入ります。

「議案第3号 川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の説明を、庶務課担当課長、教育改革推進担当担当課長お願いします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、議案第3号「川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例」の制定について、御説明申し上げます。

2ページをごらんください。

制定要旨でございますが、「商業高等学校の名称を幸（さいわい）高等学校に変更するため、この条例を制定するもの」でございます。

改正内容を新旧対照表で御説明いたしますので、3ページをごらんください。川崎市立学校の設置に関する条例の新旧対照表でございます。左側が改正後、右側が改正前の表でございます。

この条例は、川崎市立学校を設置するために制定されたものでございます。

別表第3は高等学校の名称及び位置について定めておりまして、「商業高等学校」の名称を「幸（さいわい）高等学校」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

附則でございますが、「この条例は、平成29年4月1日から施行する」と施行期日を定めるものでございます。

また、こちらの条例案につきましては、5月から開催される第2回市議会定例会に議案として提出される予定でございます。

引き続き、改正の内容につきまして、高校改革担当課長より御説明申し上げます。

【安藤教育改革推進担当担当課長】

それでは、議案第3号の資料をごらんください。

この議案でございますが、平成 29 年度の市立商業高等学校の学科改編に伴い、校名を新たに「川崎市立幸（さいわい）高等学校」へと変更し、川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正することについて御審議いただくものでございます。

まず資料 1 の左半分の「1. 商業高等学校の学科改編等の背景」をごらんください。市立商業高等学校の学科改編につきましては、平成 19 年 7 月に教育委員会で決定した「市立高等学校改革推進計画」に基づき、平成 25 年 10 月 22 日の教育委員会において、平成 29 年度から全日制課程に新たに「普通科」を設置することが決定しております。具体的には、「ビジネス教養科」を 1 学年 6 クラスから 4 クラスとし、2 クラスを新たに「普通科」とすることで、1 学年 6 クラス構成でスタートいたします。また定時制課程の商業科を市立川崎総合科学高等学校の定時制課程に移行いたしますので、市立商業高等学校定時制課程につきましては、平成 29 年 3 月をもって廃止することを予定しております。

このように平成 29 年度は市立商業高等学校にとって大きな変化の年となりますので、新たに全日制に「普通科」を開設し魅力ある高等学校としてスタートすることをアピールするために、校名を変更することといたしました。

校名の変更につきましては、資料 1 の右半分の 2 の（1）「新校名をめぐるこれまでの経緯」にございますとおり、市立商業高等学校の生徒、保護者、同窓会の方々から新校名を募集してまいりました。また地域住民の方々から意見聴取した後、学校で候補となる校名を 3 案選出いたしました。その後、3 案の中から学校の所在地である『幸区』を由来とし、シンプルでわかりやすく、また生徒と卒業生がしあわせで楽しい生活をおくれるようにと願いをこめた、「川崎市立幸（さいわい）高等学校」を最終候補として事務局で選ばせていただきました。

なお、新しい校名の施行日は平成 29 年 4 月 1 日でございますが、平成 29 年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集の準備の都合から、資料 1 の右下の（2）「今後の予定」にございますとおり、本日の教育委員会において新しい校名を（仮称）として決定し、6 月の文教委員会において「川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例」について御審議いただき、市議会定例会での採決を経て（正式名称）として決定させていただく予定でございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

商業高校の校名変更ということでございますけれども、いかがでしょうか。御質問等がございましたらば、お願いいたします。

【吉崎教育長職務代理人】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

はい、お願いします。

【吉崎教育長職務代理人】

非常にシンプルでいいと思うんですけど、ほかにはどんな名前が挙がっていたのですか。

【渡邊教育長】

3案のうちの、ほかの2つということですね。

【安藤教育改革推進担当担当課長】

お預かりした3案は、川崎樟朋高等学校。樟朋の樟の字はきへんに文章の章と書きます。これはクスノキとも読むそうですが、商業高校の校門を入りましたところにクスノキがございます。こうしたところから生徒の成長の願いを込めて、クスノキを使ったということでございます。朋の字につきましては、月を二つ並べた朋という字を当てているそうです。この樟朋ということで、クスノキの成長の願い、それから朋を大事にするというようなところの先生方の願いが込められているのではないかと思います。

もう一つは、川崎商業高等学校ということで、非常に商業の伝統を大事にしたいというふうな意向がございまして、一応、その商業の名前は残したいというふうな希望がございました。

そして三つ目、今、御提案させていただいております幸高等学校、以上この3点をお預かりしたところでございます。

【濱谷委員】

いい名前になりましたね。

【吉崎教育長職務代理者】

シンプルでいいと思いますけど。

【安藤教育改革推進担当担当課長】

ありがとうございます。

【濱谷委員】

もう一つ、首都圏には商業とついている学校はないのですか。と、書いてある。

【渡邊教育長】

普通高を持っているところ。普通高を併設している学校では、併設しているからです。

【濱谷委員】

普通校、普通科がなく商業だけのところはあるわけですか。わかりました。

【安藤教育改革推進担当担当課長】

高校に関してということでございます。

【濱谷委員】

わかりました。

【渡邊教育長】

それでは、御質問ないようでしたら改めてですが、議案第3号につきましては、原案のとおり可決ということによろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第3号は原案のとおり可決いたします。

議案第4号 川崎市学校運営協議会の委員の委嘱等について

【渡邊教育長】

それでは次に、「議案第4号 川崎市学校運営協議会の委員の委嘱等について」の説明を、教育改革推進担当担当課長にお願いいたします。

【牧田教育改革推進担当課長補佐】

担当課長は別件の公務で出張しておりますので、私が代わりに説明させていただきます。

【渡邊教育長】

では、担当課長にかわりまして、説明をよろしくお願いいたします。

【牧田教育改革推進担当課長補佐】

議案第4号「川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について」御説明します。

議案書をごらんください。この度、荻宿小学校、東橋中学校の各学校運営協議会から、委員の任期途中の変更につきまして一覧のとおり報告がございました。いずれも、PTA役員の改選に伴う保護者委員の変更でございます。

任期につきましては、明日4月27日から、それぞれ指定期間の満了日となります、荻宿小学校の委員は平成30年3月31日まで、東橋中学校の委員につきましては、平成31年3月31日までとなります。

なお、今年度第1回目の学校運営協議会が、荻宿小学校、東橋中学校共に5月9日に、開催される予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

学校運営協議会委員の変更ということでございます。御質問等ございましたらば、お願いいたします。

【濱谷委員】

特にありません。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

それでは、議案第4号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第4号は原案のとおり可決いたします。

議案第5号 川崎市いじめ防止対策連絡協議会委員の委嘱について

【渡邊教育長】

次に「議案第5号 川崎市いじめ防止対策連絡協議会委員の委嘱について」の説明を、指導課長お願いします。

【渡辺指導課長】

議案第5号「川崎市いじめ防止対策連絡協議会委員の委嘱について」、御説明いたします。

はじめに、資料1の1ページをごらんください。川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例でございますが、川崎市いじめ防止対策連絡協議会の組織につきましては、第4条第2項にありますように、「学校教育の関係者」、「関係行政機関の職員」、それから1枚おめくりいただきまして「市職員」、「その他教育委員会が必要と認める者」のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命することとなっております。

次に、第5条第1項で、委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とするとなっております。

本議案は、各所属団体における担当業務の変更や人事異動等に伴いまして、該当委員の解職及び新たな委員を委嘱又は任命するものでございます。

議案第5号の資料をごらんください。A4横版。解職する委員及び新たな委員の委嘱又は任命につきましては、第1号学校教育の関係者として学校長2名、第2号関係機関の職員として、神奈川県警察本部少年育成課課長補佐1名、第3号市職員として、こども家庭センター所長1名、教育委員会事務局高津区・教育担当課長1名の計5名となっております。

なお、任期につきましては、本議案が本日承認されましたら平成28年4月26日から、平成29年1月31日までとなります。

参考までに資料2に委員名簿がございますので御参照ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

説明をいただきましたが、御質問等ございましたらば、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、議案第5号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第5号は原案のとおり可決いたします。

議案第6号 川崎市教科用図書選定審議会委員の委嘱等について

【渡邊教育長】

次に「議案第6号 川崎市教科用図書選定審議会委員の委嘱等について」の説明を、指導課長お願いします。

【渡辺指導課長】

それでは、「議案第6号 川崎市教科用図書選定審議会委員の委嘱等について」御説明いたします。

この議案は、先ほど御承認いただきました選定審議会への諮問事項を調査審議するため、選定審議会委員の委嘱または任命につきましてお諮りするものでございます。

議案書を1枚おめくりいただきまして、「参考資料」と右上に振っております。こちら、川崎市附属機関設置条例を添付してございます。下のほうにページ番号が振ってあるかと思いますが、4ページをごらんいただきまして、最後の別表第2に川崎市教科用図書選定審議会について規定されておりますが、委員の構成は20人以内となっており、2ページのほうに戻っていただきまして、第4条第2項におきまして教育委員会が委嘱または任命することになっております。

議案の1ページのほうに委員の構成を記載してございますけれども、区分の内訳は、一番上から学識経験者が3名、学校教育関係者が小学校以下PTA保護者の関係も含めて15名、一番下に市職員が1名、合計19名の方々に対しまして委嘱または任命をいたします。本議案が承認されましたら、委嘱等の手続を進めていく予定でございます。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

説明は以上でございますが、何か御質問等がございましたらば、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、議案第6号は、原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第6号は原案のとおり可決いたします。

議案第7号 川崎市文化財審議会委員の委嘱について

【渡邊教育長】

次に「議案第7号 川崎市文化財審議会委員の委嘱について」の説明を、文化財課長お願いいたします。

【服部文化財課長】

議案第7号川崎市文化財審議会委員の委嘱について御説明いたします。

川崎市文化財審議会は、文化財の指定や現状変更等について、専門の立場から審議を行う教育委員会の諮問機関でございます。

川崎市文化財審議会委員につきましては、平成28年4月30日をもちまして、2年の任期が満了となりますことから、川崎市文化財保護条例に基づき、委員を委嘱するものでございます。

議案書をごらんください。委嘱者は10名でございまして、新任1名、再任9名となっております。新任につきましては、民俗の分野で長きにわたって御尽力いただきました増田昭子委員が今期をもって御勇退されますことから、関沢まゆみ国立歴史民俗博物館教授にお願いするものでございます。

委嘱期間は平成28年5月1日から平成30年4月30日までの2年間でございます。

関連法規につきましては、お手元の議案資料に文化財保護法及び川崎市文化財保護条例等を用意してございますので、御参照ください。

説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおりでございますが、御質問等ございましたらば、お願いいたします。特によろしいですか。

それでは、議案第7号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第7号は原案のとおり可決いたします。

議案第8号 川崎市社会教育委員の委嘱等について

【渡邊教育長】

次に「議案第8号 川崎市社会教育委員の委嘱等について」の説明を、生涯学習推進課長お願い

いします。

【池之上生涯学習推進課長】

それでは、「議案第8号 川崎市社会教育委員の委嘱等について」御説明申し上げます。

川崎市社会教育委員につきましては、現委員の任期が平成28年4月30日をもって満了となりますので、新たに委員の委嘱及び任命についてお諮りするものでございます。

初めに、議案第8号、資料の1枚目をごらんください。

こちらには、このたびの社会教育委員の委嘱等に係る関連法規の抜粋をまとめてございます。社会教育法第15条では、市町村に社会教育委員を置くことができること、社会教育委員は教育委員会が委嘱する旨を定めております。また、第17条では社会教育委員の職務を、第18条では社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期、その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定めることを、また、この場合の社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌する旨を定めております。

同じ資料の2枚目をごらんください。

上段の川崎市社会教育委員条例第2条では、委員の定数や委員の委嘱の基準、任期などを定めております。下段の川崎市社会教育委員会議規則第1条の2では、委員の選出区分を定めております。

それでは、議案書の1ページ目をごらんください。

表の左側には、新たに委嘱、任命する委員の選出区分、氏名、現職を記載してございます。表の右側には、現委員の氏名等を記載してございます。なお、2号委員である市内の社会教育関係団体等から推薦される者に、今期から新たに川崎市地域教育会議推進協議会から委員の委嘱をする予定でございますが、こちらにつきましては、当該団体からの推薦が日程の都合上、間に合わなかったことから、当該団体からの推薦後に、改めて御報告させていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

社会教育委員の委嘱等についての御説明でございました。何か質問等ございましたらば、お願いいたします。

【小原良委員】

はい、よろしいですか。

【渡邊教育長】

はい、お願いします。

【小原良委員】

すみません。議案8号の、今あった川崎市地域教育会議推進協議会から新たに1名審議員を入れるということなんですけども。その理由は何でしょう。

【池之上生涯学習推進課長】

今期の、先ほど議長のほうから報告もございましたが、来期の社会教育委員の構成について、社会教育委員さん自身からも地域の方々の代表者を入れてはどうかという意見もございましたので、その辺を踏まえまして今回、地域の方の代表者を入れていこうということで、2号委員のところに増員をしたところでございます。

また、増員しましたので、逆に減るところがございます。資料の2枚目、4号委員の学識経験者なのですが、堂前副議長が今回、大学の勉強のほう、学校のほうに専念したいという申し出もございましたので、逆にこちらのほうが枠に少し空きがでましたので、そういう関係もちょっとございまして、社会教育委員全体の委員構成を見直したところでございます。

以上でございます。

【渡邊教育長】

といった説明ですが、いかがですか。よろしいでしょうか。

【小原良委員】

確認させていただきます。地域からの委員をとというようなことがあったということですよ。そうすると、すみません、3号委員は市民委員ですよ。これは別に地域という感覚ではないという解釈でよろしいですか。

【池之上生涯学習推進課長】

3号委員につきましては公募をかけておりますので、公募をかけて市民の方が応募をしてきたものでございます。

【小原良委員】

なので、地域という状況ではないというふうに解釈しておけば。はい、わかりました。

【渡邊教育長】

よろしいですか。他の委員の方はいかがでしょうか。

【小原良委員】

結構です。

【渡邊教育長】

それでは、議案第8号についてですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第8号は原案のとおり可決いたします。

議案第9号 人事について

【渡邊教育長】

次は人事案件となりますので、教育委員・総務部長・庶務課長を除いて、他の方は退室をお願いいたします。

野本庶務課長が説明した。

渡邊教育長が会議に諮った結果、議案第9号は原案のとおり可決された。

議案第10号 人事について

野本庶務課長が説明した。

吉崎教育長職務代理者が会議に諮った結果、議案第10号は原案のとおり可決された。

13 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議はこれもちまして終了いたします。

(16時12分 閉会)